

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人から、令和 2 年 7 月 2 8 日付けで提起のあった本件審査請求について、次のとおり裁決します。

(1) 主文

本件審査請求を却下する。

(2) 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 2 年 6 月 8 日付けで、処分庁に対し、「ごみ箱・資源ごみ箱に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- 2 処分庁は、本件対象文書の一部文書を不存在として、令和 2 年 6 月 1 9 日付けお総第 1 9 7 号により、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和 2 年 7 月 2 8 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、審査請求をした。
- 4 処分庁は、令和 2 年 9 月 3 日付けお総第 4 0 3 号により本件処分を取り消し、一部開示決定を行った。

(3) 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分の不開示文書（直近 1 0 年間における各年度のごみ箱・資源ごみ箱補助金の内訳明細が分かる文書）は、おいらせ町補助金等の交付に関する規則の規定により、交付実績があれば当然存在し、また、文書分類表によると、補助金交付金関係文書の保存年限は 5 年と定められていることから、本件処分の不開示の処分を取り消し、文書の開示を求める。

(4) 理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく、処分についての審査請求が適法であるためには、その対象とする処分の存在を前提とし、審査請求をする法律上の利益を有することが必要と解される。

本件審査請求については、審査請求の対象となった本件処分が令和2年9月3日付けお総第403号により取り消されていること、また、不開示文書は審査請求人の主張にもあるとおり、文書分類表で定める保存期間の5年を満了し廃棄した文書であり、存在しないことは明らかであることから、もはや、審査請求人の本件処分の取り消しを求める法律上の利益はないことが明らかである。

よって、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年9月18日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。